



長野県報

6月21日(木)
平成24年
(2012年)
第2379号

目 次

告 示

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱の一部改正（人権・男女共同参画課）	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	1

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（5件）（県民協働・NPO課）	2
一般競争入札（水大気環境課）	3
争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	4
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	4
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	4
土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	4
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	4

告 示

長野県告示第462号

人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱（昭和62年長野県告示第48号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

第3の表の継続的相談援助事業の項中

「**継続的相談援助事業**」を「**相談機能強化事業**」に、「**継**

続的相談援助事業の」を「相談機能強化事業の」に改める。

別表の人権・共生のまちづくり施設デイサービス事業の項目中「2,021,000円」を「1,236,000円」に改め、同表の地域交流促進事業の項目中「5,704円」を「5,840円」に、「546,000円」を「496,000円」に改め、「**継続的相談援助事業**」を「**相談機能強化事業**」に、「419,000円」を「1,132,000円」に改め、同表の公的施設利用事業の項目中「1ヶ所」を「1か所」に、「2,389,000円」を「1,982,000円」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・2号 国道線
3・5・5号 戸倉上山田線
3・4・13号 一重山線
3・4・14号 駅前線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・2号 国道線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字栗佐字宮西、字南村浦沖、字南村道北、字南村道南、字南村前及び字南沖並びに大字杭瀬下字東沖、大字桜堂字西沖及び字水引並びに大字磯部字七塚を廃止。

また、千曲市大字桜堂字土井合、大字打沢字大坂並びに、大字戸倉字清水尻、字今井町、字幸神及び字上仲町並びに大字磯部字赤田の各一部を変更する。

3・5・5号 戸倉上山田線

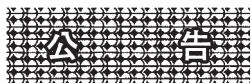
平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字戸倉字上仲町及び字鎮守並びに大字若宮字大日向方、大字上山田字住吉、字神戸及び字三本木の各一部を変更する。

3・4・13号 一重山線

平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字八幡字大伝寺、字社宮司及び字花免を廃止。

- また、千曲市大字八幡字八日市場の一部を変更する。
- 3・4・14号 駅前線
平成18年長野県告示第352号の土地の区域のうち千曲市大字稻荷山字釜蓋の一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、千曲市役所都市計画課

都市計画課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆう共生会
- 3 代表者の氏名
中原 敬二
- 4 主たる事務所の所在地
松本市渚2丁目8番18-215号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域社会の中高齢者に対し、中高齢者の生きがい、健康づくりの増進と自立を助長するための各種サービスの提供に関する事業を行い、明るく活力ある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人メンタルサポート駒の杜
- 3 代表者の氏名
木下 わか子
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市飯坂1丁目17番6号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者が地域での生活が成り立つよう、共同住居を提供すると共に、様々な方法で生活のしづらさを援助し、

共に地域で生きる社会をつくる。また、地域で精神障害者を支えるスタッフの資質向上をするための研修及び仲間づくりを行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人坂田山共生の森を愛する会
- 3 代表者の氏名
卯之原 卯吉
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字坂田60番地の3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の市民に対して、坂田山共生の森の山林と自然環境の整備・保全に関する事業を行うとともに、里山の多面的利用促進を図ることにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人仁科の里造り
- 3 代表者の氏名
清水 憲一郎
- 4 主たる事務所の所在地
大町市社5511番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、道路沿いの森林整備事業、遊休、荒廃農地の活用を行い自然環境保全への理解と普及に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課